



知っておきたい障害者福祉制度 Vol.2

～知的障害者福祉手帳(療育手帳)について～

知的障害のある方が様々な制度を利用する際に必要となる手帳です。本人か保護者が希望すれば申請できます。知的障害がある方は、判定機関(福祉総合相談所)で判定します。障害の程度によってA(重度)とB(中・軽度)に分けられます。

知的障害者福祉手帳(療育手帳)の交付を受けるためには

申請手続きの窓口は、市役所健康福祉課または各支所市民係です。

1. 必要なもの

手帳交付申請書(窓口にあります)、写真1枚(たて4センチ×よこ3センチ)、印鑑
※判定日と時間については、後日、連絡があります。

2. 判定日に判定機関へ本人と保護者で行きます
※本人の障害程度(寝たきり等)により出張判定が行われることもあります。

※手帳交付決定の通知があります。

3. 窓口で手帳を受け取ります。

～精神保健福祉手帳について～

精神障害のため、長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため知事から交付されます。

精神保健福祉手帳の交付を受けるためには

申請手続きの窓口は、市役所健康福祉課または、各支所市民係です。

(新規申請)

○必要なもの(手続きの方法は2通りあります)

1. 申請書、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)、写真1枚(たて4センチ×よこ3センチ)、印鑑
2. 申請書、障害年金証書(精神障害を事由とする)、直近の年金振込通知書(写し)、同意書、写真1枚、印鑑

○新規申請は初診より6ヶ月以上経過していること。

(更新)手帳の有効期限は2年です。有効期限の3ヶ月前より更新申請ができます。

～身体障害者手帳、療育手帳所持者の皆さまへ～ 公共料金の減免、税金の控除・減免の制度をご利用ください!

(公共料金の減免)

NHK受信料のみ市役所健康福祉課(福祉事務所)または、各支所市民係、その他はそれぞれ料金を納めているところにお問合せください。

(市県民税・軽自動車税)

・市役所税務課または各支所税務担当係

(所得税)

・阿蘇税務署(TEL 22-0551)

(自動車税、自動車取得税(普通車以上))

・阿蘇地域振興局税務課(TEL 22-1112)

(高速道路通行料 割引)

・福祉事務所(市役所健康福祉課)
・各支所市民係

■申請先・問い合わせ先 健康福祉課総合福祉係 TEL 22-3167 内牧支所市民係 TEL 32-1111
波野支所市民係 TEL 24-2001

～消費者生活相談室を毎日(平日のみ)開設しています～

多重債務問題は必ず解決できます!

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

※ご相談の際は、事前にお電話ください。

困ったなと思ったら、
まず相談!

お電話ください!



阿蘇市消費生活相談室 TEL 22-3364